○中部地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　三重県三重郡朝日町大字小向字白部子一番二まで　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月一日

○中部地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前	BA 八・三〇～一四・〇〇	三六・八〇～一四二・六九	一二・三六三
	後	BA 八・三〇～一四・〇〇 一四・〇〇～一五一・三五	三六・八〇～一二・三六三 一二・三六三～六・九六五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十一号　岐阜県加茂郡坂祝町勝山字見城寺三九三番三から同町勝山字青木四二六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月一日

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
豊後大野市大野町田中字屋敷七一二番一から同市大野町田中字屋敷七一三番三まで	前	一四・二〇～二四・一〇〇	〇・〇二九
	後	一〇・六〇～二一・六〇	〇・〇二九

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十七号　豊後大野市大野町田中字合殿七二五番二から同市大野町田中字屋敷七一二番一まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月一日

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
留萌市大字留萌村字幌糠一八四八番三から同市大字留萌村字幌糠一八四三番まで	前	三一・三四～六二・〇三	〇〇・一七四
	後	二三・二七～三一・六五	〇〇・一七四

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道枝幸郡浜頓別町智福二丁目三三番から同町字頓別原野四一一四番一まで	前	二一・八二～三六・五二	〇〇・八一一
	後	二八・四〇～六九・六八	〇〇・八一一
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別一三二八番三地内	前	二三・四五～六四・三四	〇〇・一〇一
	後	三一・七〇～六四・三四	〇〇・一〇一

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

北海道開発局長　本田　幸一